般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 法 律 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 参 照 文

玉 家 公 務 法 昭 和 +年 法 律 第 百 +号) 抄

応

と社二 、は情この 変少い応及 。すび る他 よの う法 に 律 、に 随基 時づ こい れて を定 変め 更ら すれ るる ک 職 と員 がの で給 与、 き る 0 勤 そ務 の時 変間 更そ にの 関他 し勤 て務 は条 件 人に 事 関 院す にる お基 い礎 て事 こ項 れは を 勧国 告会 すに るよ こり

のを 報決人を会十情 告定事怠一八勢 にす院つ般条適 あるはての わ諸 せ条毎な勢の原 玉 会化く 及にと びよも 内り一 閣 口 に俸 適給俸 当表給 なに表 勧定が 告め適 を治で な与あ けをる れ百か ば分ど なのう ら五か な以に い上っ 増い 減て す国 る会 必及 要び が内 生閣 じに た同 と時 認に め報 ら告 れし るな とけ きれ はば な 人ら 事な 院い は、給 そ与

欠 条 項

五成八格 年 条 略 被 後次 見の 人各 又 号 はの 被い 保ず 佐れ 人か に 該 当 す る 者 は 事 院 規 則 0 定 8 る 場 合 を 除 < ほ カ 官 職 12 就 < 能 力 を 有 L

欠 格 条に ょ 職る 員 失 が職

第

七 +六 第三 + 八 条 各 号 \mathcal{O} に 該 当 す る に 至 0 た と き は 人 事 院 規 則 に 定 \otimes る 場 合 を 除 11 て は 当 然 失 職

す

る。

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 法 律 昭 和 +五. 年 法 律 第 九 十 五. 号 抄

事

第二条 人院 院権 は限 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 次 に 掲 げ る 権 限 を 有 す

(的果 七達に職 成関員 略のすの略事の たる給 めす与 適べ額 当てを との研 認事究 め項し るにて、 勧つ 告いそ をての 付調適 查 当 L こてその研究調はるとともに 調に定 · `を 査 のそ国 結の会 果調及 を査び 国に内 会基閣 及づに びい同 内て時 閣調に に同時に勧告す いに報告することが るこ 戦告すること。ること並びに必ることをでいる。 必律 要の に実 応 施 じ及いが C こそ のの 法 実 律 際 OOO目 結

兀

な

与 の支 法 払

· Ξ ~ 3 条 給 略この 律 < 給 与 は、 第 五. 条 第 項 に 規 定 す る 場 合 を 除 < 外、 現 金 で 支 払 わ な け n ば な 5 な VI

六 第次 に 掲 げ る لح お ŋ L 各 俸 給 表 0) 適 用 範 拼 は そ れ ぞ れ 当 該 俸 給 表 に 定 8 るところによる。

行

表

四三二 第

公税 専 表表(第 第 別 四三表

ロイ

海

表

第

五.

 六
 五

 ロイ
 ロイ
 教 表 第 六

表表 第 第 八七

給職夕俸職職俸俸職職俸職職俸俸政職職俸表 表俸ツ給俸俸給給俸俸給俸俸給俸格給職俸俸給の (給 フ 表 給 給 表 表 給 給 表 給 給 表 格 給 表 種 給 表 種

単別給表 に表表第 「第 〔 九 上給表 表第 +

俸 十 別

3 でも 十十九 八七て職の前一 ハロイは員と項 専福 医研、のせの世 い 、のすの指門祉医医医療究教教育海海事公公安務門行行政俸 同職る俸定ス職療療療職職育育職事事職安安職職行政政職給 には 定、 るの 号 複 俸 雑 に困 分難 類 及 すび _ لح る責 も任 11 う 。) のの と度しに は、 基 そづ 第二十二 のき 分こ 類れ のを 条 基俸 及 準 給 び と表 附 なに 則 る定 第 べめ 三 きる 標職 項 に 準 務 規 的の 定 な級 す 職(る 務指 の定 職 内職 員 以 容俸 外 は給 表 \mathcal{O} 人の す べ 事適 て 院用 がを 0 定 受 職 めけ 員 るる。 に 職 適 員 用

に

す る

- 2 -

な ら人条 な事 い院内 の閣 定総 め理 るところところ 各 に省 従大 い、臣、 そ 숲 れ 計 ぞ 検 れ査 そ 院 \mathcal{O} 長 所若 属し 0 < 職は 員 人 が、 事 院 そ 総 \mathcal{O} 裁 毎 月 以 \mathcal{O} 下各 俸 給の支給 庁 \mathcal{O} 長 という。) を受け る 又 ょ うは各 各 こ庁 のの 法 長 律の を委 適 任 用を 受 L なけ け た れ者 ばは

2 第 5 八

6 りめで日 12 るの以職 5 条 事間前員 由に一つ に当年指 定 当職に職 L 員お俸 務者用 こ員のを れ法勤受 ら第務け の八成る 事十二に職員 を条応を 併のじ除 がせて考慮が規定によい (行う)の見いない。)の見いない。)の見いない。 て考慮する*、行うもの.。) の昇給!! も戒とは 処す \mathcal{O} のとする。分を受けたこの場合、院規則で の場合におい場合におい のいる 他これ、同 これ同 に日同 準の日 ず翌前 る日に ŧ かお らい \mathcal{O} と 昇て L 給人 を手に 事 う規 院 日則 ので 則前定 で日め 定まる

7

手に以号 当係内に条初 とし る 掲の任 も第 げ四給 のつては、採用に掲げる官職に係るものに扱っては、採用がある。 用ににる 後係あ官 人るもでに 院のは新 規に採た 則あ用に でつの採 定て日用 めはかさ る採られ 期用三た 間の十職 を日五員 経か年に 過ら以は し五内 た年 日以第該) 内三各 かの号号 ら期にに 一間掲定 年 げめ -を 採 名 官 額 過の職を す日に超 るごと に号の範 そかに囲 のらあ内 額第つの 三て額 を 減号はを は採用のは採用の 初掲日号 任げか及 給る らび 調官十第 整職年二

も医 る術くは月俸 学四表すに一つる。 一の万適 () 適用を受ける専門: 的百け 知円る 職 員 \mathcal{O} 官 職 \mathcal{O} う 5 採 用 に ょ る 欠 員 \mathcal{O} 補 充 が 木 難 で あ る لح 認 \otimes 5 れ る 官 職 で 人 事 院 規 則 で 定 \otimes

関 事 院規則で 識 を必要とし、か つ、 採 用 ょ る 欠 員 \mathcal{O} 補 充 が 木 難 で あ る لح 認 \Diamond 5 れ る 官 職 前 号 に 掲 げ

用科職医 万 に学を学の療 よ技除又 欠 人員の補充が芸(人文科学の) :著しく困難であると認められる官職ののに係るものを除く。第十一条の九規則で定めるもの「月額五万六百円 へに 前お 号て に同 じ。 掲 げ る官 に 関する高 『職を除 度 な で専 人門 事 的 院知 識 規 則 を で必 定 要 \otimes る ŧ カコ 月

と前十 め号円 5 に れ掲 る官 職官 で職 人以 事 外 院の 規官 則 職 での 定 う めち る特 b 殊 のな 専 月門 額 的 知 千 識 五. を 百 必 要と Ļ か つ、 採 用 に ょ る 欠 員 \mathcal{O} 補 充 に 0 V 7 特 別 \mathcal{O} 事 情 が

略 認

2

タ ツ 整

活の門 用五ス 専ッ て 遂門フ 行ス職 する タ調 こと 職に が 俸 必給 要 表 との さ適 れ用 るを 業 受 務け でる 重 職 要員 度 で 及そ びの 困職 難務 度の が級 特が に三 高 級 いで もあ のる E \$ L \mathcal{O} てが 人極 事め 院て 規高 則度 での 定専 め門 る的 業な 務知 に識 従 経 事験 す及

るび

前 専 を 項スぜ にタら 規ツれ 定フた す職場 る調合 も整は の当当 ほの該 か月職、額員 専はに 門、は タ給当 ッ月該 フ額業 職に務 調百に 整分従 手の事 当十す のをる 支 乗 間 にて専 関得門 したス 必額タ ツ フ 事る職 調 手 当 を 支 給 す

の手 ス俸 給じ 要と なす 項 は 事 院 規 則 で 定 \otimes る

地る十一 手地域地一地 項七六五四三二一当域に域条域 の級級級級級級の手所にの手 地地地地地地地地级当在在三当 地のす勤 手百百百百百百百の月るす地 当分分分分分分分区額官る域 給事支流給 院給当 俸規す該 当給則る地 域 各特定当に 号別め該お に調る地け 定整も域る め額のに民 、に近間 割専在接の 合門勤す賃 スする金 タる地水 ツ職域準 てフ員のを 得職にう基 た調つち礎 額整い民と 手て間し 当もの 賃 当 び同金該 扶 様 水 地 と準域 す及に 当る。物は 物け 価る 等 物 に価 関 等 すを る考 事 慮 情し がて 当 人 該事 地院 域 規 に則 準で ず定 るめ

ľ T 該ので る を 乗 ľ する 及 手 0 月 額 \mathcal{O} 合 計 額 に 次 0 各 号 掲 げ る

七六五四三二一域

域 は 人 事 院 規 則 で 定 8

乗れめ十 じるる て場も条 得合のの たをに五 月除限 額きる医 療 \mathcal{O} 地 当域 分 に権 チョ 間 当間、前を 表 を 支 前 \mathcal{O} 又給する。 門二条の規定により 一条の規定により かかかい わの反 そのに 条のに 、規 定 俸定職 た給よる 俸る表 給地の の域適 特手用 別当を 調の受 整支け 額給る 及割職 び合員 扶以(養上医 手の療 当支業 の給務 月割に 額合従 のに事 合よす 計るる 額地職 に域員 百手で 分当人 のを事 十 支 院 六給の をさ定

手

め場項及前移十 ら合にび日転一広 れで お住にへ条域 るあい居在以の異 場つてと勤下八動 合て同官しこ じ署 ての職当 通ごとい条員 のたにが て勤 ヹが 間官おそ 11 の署いの 事 要 ず 距のて在 す 院 れ離所 る _ 勤 規 前時も (在異す で 異地動る で +動と等官 定 キ等 当 字 署 を め ロの該とを る 慮メ 直異い異 場 前動うに 合を含 L 等の直にして異 卜 7 \mathcal{O} 当ル 住 以 居 つ動 上 後 と 住 さ当該に在った 居 لح 官 る異勤事場 当署 と 動す院合 該 と き等 る規文 職の(当 の官則は 直署で職 員 間 にの該後の定員 は距住に所めの 離居在在る在 当該大官を記述した。 勤 す るのろる 異十署 動キと官間に官 等口の署のよ署 のメ間の距りが 日」の所離算移 かト距在を定転 らル離地いしし 三以がとうたた 官場 年上六の 一で十間以署 を 合 経あキの下間に 過るロ距このお の距い す場メ離 項離 ーを る合 日に下いた で当未 動該 て 満以 のす 等 異 同 間る で 下 の動 l' C とあ \sum_{i} 日 又 俸認るのごのは

5 れ該区 合 ľ として 日 前各額 日 号 にに専 在定門 勤めス る割 則 でてい 合 フ \Diamond た を る場合に言署へに言署へに言署へ 官署 は、異た 異た及 動月び の等額扶 がの養 限 り予広手 でない。「定されて」が異動手が出る。 い当の いる場合その他ョを支給する。の合計額に当該 他 の広域異が 動当係 当 異 官 を 動 支等間 当たり一 すること が 定の 適 の各 当 期 間に 認内掲

ک

百 丰 口 メー 以以 人事院規 人事院規 行 分 が 十

六 +丰 口 メー 1キロメ] \vdash 未 百

定異にま があ なる期 当初 つて 等 動 前 に 項 は 係 広 ŋ \mathcal{O} 味る広域異型 ア更に広域型という。) 間 域異 当 規 は 該 定 当 動 再 に ゴ該再異動は野等に係る 3等に係る広域異動手当の支2異動等の日以後は当初広域(異動手当の支給割合を上回 よりルル 異 0) 動 3手当が. 日から三年を 域 異 動 支給されることとなるも 手当を支給さ 経過 | 域異動 する日 動手当を支給しない。支給割合を下回るとき 「るとき又は れル ることと 等に係る ま での 下回るときにあつては当初係る広域異動手当を支給せは当初広域異動等に係る広ものについては、当該再異の間の異動等(以下この項となる職員のうち、当該支百分の五 異動等に対する 初せ広 公広域異 (域異動 ず、 動等に係 当 い係 異動等に係る広域関ヨ該再異動等に係る広域異動手当の支給割合に係る広域異動手4 7 る 異 「 再 動 異 等 以 動 等 下 という。) 《異動手当》 はる広域異な し 同 . こ の 当の支給 _ の 項 当が支給さ に 割合 動 割合とな お 野手当の 合によって りっ 当

あ な つた つた 検 広 職 者 官 域 異 員 で 動 で 任あ つた者、 手 あ用 の事情等を考慮して人もの事情等を考慮して人もの事情等を考慮して人もの事情等を考慮して人もの事情等を考慮して人もの。 異動等に係る広域異動 当を支給する。 0 0 3場所に変更があつたものには、人事が院規則で定める者に限る。)又は異な(等であつた者その他の人事院規則で **ず院規則の定めるところにより、前へ動等に準ずるものとして人事院規に定める者から引き続き俸給表の適** 前二項の規: ぬ則で定め! るも 定 る に 職 準の員 じがと

る 合 前 員 項 \mathcal{O} じ で 広 た あ 規 割 る 定 定するもののほか、広域異域異動手当は、支給しない割合とする。この場合にお 場合に により広 おける広 「域異 動 域異動 手 · 当 を において、前三項の規定によ動手当の支給割合は、前三項を支給されることとなる職員 11 による広域異動手以二項の規定による点域員が、第十一条の 当の支流の三かれの三かれの三かれの三かれています。 給 動 5 割手角 がのま 当支給 での 地 割 規 合 域 定 から当ったより 手 当 0) 支該地 給 地 域 域 手 割 手当 当 合 を 以 支 \mathcal{O} 下 · で あ 給 給 さ

前 各 項 規 定 異 動 手 当 0) 支 給 に 関 L 必 要 な 事 項 は 人 事 院 規 則 で 定 8

研 員 調 手

官 同則条究 事 院 \mathcal{O} での 九 定める職員を除 則 在 する地 で 採 学技術 定 用の めるもの 域又は当該官署に係る第十一条の三の規 状況等からみて人材の確 に 関す く。) 及び指 に勤 る 試験研 務する研 定職俸給表の適用を受ける職員 究を行う機関 究員に 保等を図る特 は、 研 のうち、 究員 (調整 別 研 定による地 0 究活 手当を支給する 情 動 **(試** があると認 \mathcal{O} 状 域手当の 験研 況 究に関 \emptyset 究員 支給割合 5 す れる機関 る業務に 研 究 「 が 百 職 俸給 分 (地域手当支給官署であ 従事する職員に 0) 十以 表 0 適 上であるものを除 用を受ける 限る。) つて、 いう。 事

額務た末し日十 をし職年た法五給 減な員始職に条与 額いにの員よ 船与を支給。 (勤務時間は (勤務時間は (勤務時間は のき特になる。) (勤務時間は (勤務時間は のき特になる。) す承休法該間い る認日第休法第十十年 のに十日第き あ代五に十は つわ条代五 た 場 る第わ条勤 る第務 代一 場合を除き、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できない。 では、 できない。 では、 できない。 では、 できない。 できない。 は、 できないい。 は、 できない。 は、 できないい。 は、 できないい。 は、 は、 できない。 は、 は、 できない。 は、 できない よったこ そ の年り「よ条 勤務 年代 代 日 りの 八代休日法 務しない一時間につき、年始の休日等」という。休日を指定されて、当該日法による休日等」とい代休日を指定されて、当該日法による休日等」とい代は日を指定されて、当 時間につき、 当と、超数の対象を ٠ 5 ° 休日に (休日に 第 で +九あに 条に る割又に間、場りは割、 す休れ時ら時 る暇た間れ間 に勤法た法 勤 よ務第勤第 務 る時十務十 時場間四時四 間合の条間条 当 そ全にのに たの部規全規 ŋ 他を定部定 \mathcal{O} そ勤すをす 給の務る勤る 与勤し年務祝

勤

- o n - +間ぞ時六超 用号く規あ百に のる分つ正務 、勤時掲次勤場のき規手 同務間げ項務合百、の当 え則正日員以て割のか条間 らに分定え)における の百五十 の百五十 のここ でれた日((次条の - までの 二十五を の規定により正規の範囲内で人事院関関当たりの給与額に対した割合)なる場合がある。 のを規に員 の勤務時間-紀則で定める に正規の勤な 中たる務規 に額割時の 勤を合間勤 野務した 間を超え が終時間 た職員に休日給が支給さ勤務手当として支給するの勤務が午後十時から翌えてした次に掲げる勤務 さる翌務時 日の間 の区に 午分対 前にし 五 応 時じ まて勤でそ務

υ°

る

を

でに時 えび動内はの短尾の たに務で、動時掲次 六基務め勤け正勤 た合計れ 百 分 げがた \mathcal{O} る七日 百」とする。 勤時に 務間お の四 区十 分五 分 五 に分正 応に規 じ達の でそる れま時 そでのを 百間超 分のえ の動て 百務し 二にた 十対勤 五す務 かるの ら前う 百項の の規そ 百定の 五の勤 十適務 ま用の

午含時第 と勤後む間七正のつ間再 超並の囲てそ 間かの わ 規 らそ定 五 十時間を超えて勤務した場所での間である場合は大十時間を超えてしたがある割合」とあるのは、一項に規の勤務時間と超えてした、一項に規定する超勤代目におけるでの間である場合はある。 勤 第十九たのから、第一のののでは、第一ののでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、可は、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一ので し を超えてし いるも の務 (勤 を 務 く。 務時 ょ 間 りの法 でのれ時当百読時 第 定百た間と分み間 六 め五超にしの替が条 勤員支五て箇一 務が給十適月項 この手勤するそ けつび そ 時当務る そ す つ び のるい第 勤場 て四 務合六項

勤十か時き務十プを条規範いと任前除正でれ間条過 務時ら間は時時 日対前法ら規 る前時当すの前 五ま該る で時六第時 をまの間十一ま で間一時項で ので時間に な間あ間を規間 るに超定 これであり 合きて る は百十し代は 分九た休 分の二十五を加算した別務一時間当たりの約当該超勤代休時間のおりる勤務一時間当たりのおりる勤務一時間当たりのおりの第一時間当たりのに規則で定めるものに規則で定めるものに規則で定めるものに規則で定めるものに る給指当をりの た 人与定該超の規 合事額に超過給定 院に代勤勤与に を規百え代務額 減則分ら休手に U 合る十過職て百え一 割 合 そ 得の 間のし た時が支な 額間午給か のが後につ

れるこ

ط ح

な

る

5 対 す 項 る に 前規 項定 への規 定七 \mathcal{O} 時 適間 用 兀 に十 五. 9 い分 て に 達 は する、 同 ま 項 で 中 0 間 第 \mathcal{O} 項 勤 務 12 に 規 · 係る 定 てする 時 間 人 に 事 0 院 いて前 規 則 で 定 項 め 0) る 規 割 定 合 0 لح 適 用 あ が る ある場 0) は、 合に 百 分 お \mathcal{O} け る当 百 と 該

<u>-</u>+ たるときは 正 職 七休 と 五. 員 条 日 L か \mathcal{O} に で 人 ろ 百 あ祝 勤 務 つて法 人は、、 事 分時 院の 間 規則 百中院五に規 よる 勤 則で定める日におい五十までの範囲内でに勤務した全時間に 則 務 則で定める日)及務時間法第十四条 及 条 びに いて人 に 間 対 法 で、年末年の一般に対して、 事 勤 第 務 院 六 の祝一 員 定一休日項 につき、第十九冬において、正規のよる休日が勤務時界七条の規定に其 ても、 合を乗じて得 司 様 とす 九条に た の時 基 うる。 日す間 七日 を 中 条 曜 日 給 和として支給な 動務一時間が 来及び第八条の 乗りを週休日 こことを・ する。 当 \mathcal{O} と たり 規定 定 8 ح の命に 6 給与額 基づく ぜら れらの れ にた 週 日 る 休 職 分員 日 員 ずのに に 以 る百は当外

夜 手

一 時 八 夜 動 に 対 正 し規 て、勤 勤 勤務 務時間 時と 間し にて 行き、 + 第時 十か 九ら 条翌に日 規の 定午 す前 る勤時 務ま での間間 当に り数の務 の給与額の百分の好することを命ば のぜ 5 一十五元 を職 夜 員 勤 に 手は、当 当として その 間 支に す L

とす 九勤 当条務 及 び第時研十間 究員調整手で一五条から第-当 十与 当の月額の合計十八条までに出り額の算出) 計規 額定 にする -二 勤 を 務 一時 乗 ľ 、間そ当 のた りの給 額 を 週 与 間 額 当はた、 り俸の給 勤 \mathcal{O} 月 務 時額 間並 品に五十二ないにこれに 一を乗じたものでれに対する地域エ 手 で 当、 除 広 て 得 域

管 員 特 別 勤 手

第 + 項 法 九 第督条理 お六職の職 い条員て第等 て 管理監 一項及び第四項、第一という。)又は指官理監督職員若し 週 休 日 等」という。) 第七条並びに第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級 に勤務した場合 は、 当 該 職員には、 管 理 職 員特別 勤 務 手当 「を支給 しくは \mathcal{O} 以 する。 運 上 営 で 年の あ 一末年始めるもの よ <u>(</u> り 以 \mathcal{O} 休 勤 日 下 等 時管

2

を九期 条 末 基の手 六 準 四 当 日 お _ という。) にそれぞれ在職する際末手当は、六月一日及び十二月 いてこれ 5 日を「支給 日」という。) ☆職員日 員に 。) に支給する。(以下この条から ら準 九 の日条 基のの 準属六 日前る 一月 及 箇のび 月人附以事則 内院第 に規八 退則項 職で第 定六 め号 若るに 石しくて、次冬 日お 1 てこ 玉 条 家及れ

公びら

務第の

末則に 手で該 当定当 0 定 て ŋ は L た 職 員 第二十三 条 第 七 項 規 定 \mathcal{O} 適 用 を 受

- ニーに七のにの指百 適 支 う定分期る法 ち職の末職第 をす 俸百手員 受る 人給 け場事表十のび八 る合院以七額人 五 にいで各を期規号 乗 U T と基は分職の得基めし る職月く十 職俸にご 期間におけるその者の在職おいては百分の六十二・五大給する場合においては百分の六十二・五大船がの複雑、困難及び青の職務の複雑、困難及び青の職務の複雑、困難及び青の職務の複雑、困難及び青の職務の複雑、困難及び青 おう |職期間の次の各号に掲げる区分に応じ五、十二月に支給する場合においてはに百分の百十七・五を乗じて得た額、指いて「特定管理職員」という。)にあ の務 度の 等級 がが れ級に以 相 上 月 当 でに す あ支 る る給 ももす ののる に(並場あこび合 百定つれにに てら同お 分 職 の俸はの表い 七給六職及て 号十表月員びは

定

- 百百 分分 \mathcal{O} 六 八 ++
- に満上上百をて
- のる百 第四の三再 十は十任三三五六め五用給 職以ナスは一・ 員職当び失項二「七用箇箇箇箇るを で俸の扶職の・百・職月月月月割乗 で本・サームエ昌未以以 合じ 0 _ と、「百分の六十二・五」とのは「百分の八十」と、「百削項の規定の適用についてはい三十 と百分は、 るの同 百二・同項中「 「百分の三十二・五」とあるのは「五」とあるのは「五 一百五 と分し、のと のと 1分の七十七・エ十五」と、「百八るのは「百分の \mathcal{O} 五分」の 十 と百 五. あ十 る七の・ は五 百 百分あの
 - 調手し 当く 末 額立世額 額 と並びたは、 る。これにこれれ ら。 ぞ に附れ 対則そ 対する地域手当時期第八項第六号にての基準日現在 及び立ており 広い職 域てし 異 同 (動手当の) になるしくはま 若 月お失 額い職 てし、職、 並 び職 に員又 俸がは 発力で びる L べた 扶 き職 養 手 俸 員 当給に \mathcal{O} あ 月専つ 額門て にスは . 対 タ すッ退 るフ職 研職し 究 調 員 整 若
- の院計職びる行整 調に職政手及は二 定 職職給月養 務表額手 をのび適 用 困を難受 用 乗 段に用 木 こを 内 階 で て れ 受 及 け 規則で事を地の度等 で そ \mathcal{O} 定院考域いを職 規慮手て考務 \otimes る 則し 当は慮の て及 割 で `し級 定 合 人び前てが め事広項こ 三 を る院域のれ級 乗 管規異規に以 じ て 理則動定相上 又で手に当 で た は定当かす あ 監めのかるる る月わ職も を 加 の職額ら員の 算地員並ず、 と ` し同 し位のび た に区に同て表 あ分俸項当及 るに給に該び 職応の規 を 各指 員 じ 月定俸定 にて額す給職 算 あ百に る表俸 つ分対合に給 た ての す 計つ表 を る 額き以 + に人外 研 事 そを 究 \mathcal{O} 項の超員俸 院 各 額 え調 給 規 俸 にな整 及則給 俸い手びで表 末 給範当専定の 手 の門 月囲 め適 額内月 スる用 にで額タもを 百人のツの受
- 定 す る 在 期 間 \mathcal{O} 算 定 に 関 L 必 要 な 事 項 は 人 事 で 定 る

に九 基揭条 準げの 日る五 らに次 当あの 該つ各 基て号 準はの にそず 対のれ 応支か す給に るを該 支一当 給時す 日差る のし者 前止に 日めは で期前 の末条 間手第 に当り項 家は、規 務支定 員給に 法しか 第なか 八いわ 5 ず、 当 該 各 号 \mathcal{O} 基 準 日 12 係 る期 末 手 当 第 兀

- か者 日 また + = 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 懲 戒 免 職 0 処 分 を 受 け た
- 条第 基 準 日 前 号 か 該 当該 し基 金準日に し対 た応 職す 員る を支 除給 く。日 \mathcal{O} 前 日 ま で \mathcal{O} 間 に 玉 家 公 務 員 法 第 七 + 六 条 0 規 定 に ょ ŋ 失 職 L た 職 員 同 法 三
- 基 準 日 その 筃 離 月 職 以 内 た日 又 」 か は ?ら当該 基 準 日 該支給日の 1から当該# (し禁錮以上の)が日までの間日までの間別を一時差し止の前日までの間 一の刑といれば、応する る禁る 処処錮支 分以給 上日 受のの 文けた者の前日まり んせら 該れ間 たも をの職 L た 職 員 前二 号 に 掲 げ る
- 百の在職 朝見 次条第一 間項 中の行為に気の規定に、 為に ょ 係り る期 刑 末 川事事件に関し 末手当の支給な L に せら を れ たも 当 分 取 り 消 さ れ た 者を除 で、 そ

離九 離職条 しの るした六 各又 号は のそ 日 のの当に に在該期 限り、電機期間・ と職員 で で i 三 そ る き 該 支 日 \mathcal{O} 前 日 ま で

- 定訴 す に るて も禁支の錮染給 も禁 を以目いの も者 をさ され、その判決が確定していない場合はり、刑事訴訟法(昭和二十三年法律職期間中の行為に係る刑事事件に関し別末手当の支給を一時差し止めることパキ当を支給することとされていた職 律 L て、 第 百 一者 · 号 が 起 第訴 六~ 編当 に該 規起
- て 又 離 の維そは職る係職 当に規持のそ し略 又該規定す者のた式犯たも は一定にるに者日手罪日の各 末 取 該 1の前日までの間に、 上の刑が定められて 点の前日までの間に、そ 前日までの間に、そ がしくは調査において することが、公務に することが、公務に すると認めるとき。 対明もしの。 るた在 国民のに事実に の信頼を確保し、期末手当に基づきその者に犯罪があ間中の行為に係る刑事事件な、その判決が確定してい 子当に関する別あると思料して、 して、 制度のに、その 適至者 正つがま つ場捕 円合さ 滑でれ なあた 実つ場
- 理 十 一各由条前施 差の処理を表現します。 処分をしたのである。現ま手当の別末手当の 差そかし にしす処 受 _ 時け 差た 止 者 処は 分 後国 の家 事 公 情務 の員 変 法 化第 を九
- と期 一認間時庁にの項を 時め中差の 止 長 るの と行 き為 分は 分はに そ時 係取の差 この刑 委任 り 限りで、 当な関に大者である。 なはに領 L 現ら、 逮い時 捕 っただし、 ただし、 ただし、 ただし、 いるときその他これを取り消すことが一時差で、第三号に該当する場合において、一時差止れについて、次の各号のいずれかに該当するに立しを申し立てることができる。(以下「一時差止処分」という。)を受ける処分(以下「一時差止処分」という。)を受ける処分(以下「一時差止処分」という。)を受ける処分 差止に 止 処 至 処分つ 分をたの受場 目け合 的たに 者は に 明が らそのや に 者か 反のに す在当
- 差 止 処 を受け た 者 時 差 止 処 分 \mathcal{O} 理 由 と な 0 た 行 為 に 係 る 刑 事 事 件 に 関 L 禁 錮= 以 上 \mathcal{O} 刑 に 処 せ 5 れ な か 0 た
- 時 差合差 止 処 分を受け た 者 に 0 1 て、 当 該 時 差 止 処 分 \mathcal{O} 理 由 لح な 0 た 行 為 に 係 る 刑 事 事 件 に 0 き 公 訴 を 提 起 L な 11 処 分 が
- 時 場 止 処 分を受け た 者 が そ 0) 者 0 在 職 期 間 中 \mathcal{O} 行 為 に 係 る 刑 事 事 件 に 関 L 起 訴 をさ ħ ることなく 当 該 時 差 止 処 分 に

係

前期 の手 を経

- 4 を 止規当 く長起 な又 をけつはし て任を 当 書差一けし 差付分止が合 項処な行分一 の分けうを時 説はれ場取差 明国ば合り止 書家なは消処 す分 後 とに 一を判 時妨明 差げし 止るた 処も事 分の実 を受ける けな生 るいじ た 事 情 に 基 づ き 期 末 手 当 0 支
- 5 分 一の各 のし 止一長 事を 第查由受 て説 前止しを処 務な当こ 法員い該 ベ き 者 に 対 L 該 時 差 止 処
- 6 第を 前九受 各十け時際庁差項末 項条た差 にか者 らは処時又め定の 定第同分差はるは基 す九法に止そ必 る十第対処の要各 二九す分委が庁か の条十るの任なのら のの条 審 ほニカま 請 で項求記たたそ のにに載者 時規規つしはし委年 差定定いた をす 処適るは明時該受過 分用職 す員一を止時たた ると時交処差者場 は公ら 同 第 法 九第 十八 条 十 の九 二条の第 処 分項 説 に 明規 書 定 ことそ す る れ処 ぞ 分 れと、 み な __ 時 L て 差 止 同 処 法 分
- 7 規 ŧ 止 に 関 L 必 要 な 事 項 は 人 事 院 規 則 で 定 8 る

る若勤に十 し務 そ九勤 くのれ条勉 員 又口項る額手をは状ぞの手 況れ七当 当 除 国 < 家に在 公応職勤 務 じす勉 員 0 法 11 第 7 三れぞ対 ŧ 六 月 八れし 同 条基準で 様 一日の及 す 号の者び. 十二月 に属の 該す基 当る準 し月日 ての以目 (以 同人前 法事に 下 第院お 七規け \mathcal{O} 十則る 条 六で直 及 条定近 び のめの 附 規る 人 則 定日事 第 にに評 八 よ支価 項 より失職し、N X給する。これ Mmの結果及び M 項第七号にお お 又れ基 はら準 7 死の日 亡基以 れ し準前 5 た日六 0 職前箇 日 員 一 月 箇 以 (箇以人) 事以の準 院内期 日 規に間 則退に で職 お う。 定しけ 8

- に 7 掲 得 勤職 前げた 勉 لح げ員のる額 は の職員以 うち再 この場 つ職職額お基 員員はい礎 て、に に 該のれ各 職職ぞ庁各 員員れの庁 当長の 勤次該又長 に各は又 号そは 当げにのそ る掲委の 礎職げ任委 、額員るを任 亡職にえ者た T が者 は 支が な 給人 らす事 る院 勤規 勉則 手で 当 定 のめ 額る の基 、準 そに の従 者 0 にて 所 定 属め する る割 次 合 のを 各 乗 무
 - の区 以 る

に 口項指たお にの定額いは にの職 の掲職職にて死掲職員すの 亡 俸百受 当給額るの給分けし る た職 う表のる ちの八べ職 員 以再適十き 再週十さんだ外任の合手 任用五挟あの用総に当 の用を(養職職受特手 員け定当て 一の は、 管 月 当外そ 退 員職額 職 員 並 ĺ にび のる該あこし 若動 職職つこし L 員てれ 勉 < 手ののはには 手 掲 対 失 百す 基 職 分る L の地 百域又にの額受を 五手は当区をけ受 当死該分超たけ を 広し員応 域たがじ 異日そ 得 動現れそ 手在ぞれだい。 次それ 及 項 の次 び 及 を額研 基に \mathcal{U} 究 準 定 附 員 日め 則 現 調 第 整 在額 八 手 当項 退 の第 職 七 月 L 号 額 に 若 \mathcal{O} お 合 V 計 て 額 は 同 失 を じ。 加 職

前 る 当次職理 員げ当 員 当区勤 分 勉 に手 応 当 じ基 礎 分そ額 のれに ぞ百乗 十れ分じ 次のて に九 定十た 管め二額理る・の 額五総 乗 じ て 得 た 額 \mathcal{O} 総

得 た 総げ員 職 員 外 員 該に 職掲 勉 基 礎 額 に 百 兀 特 定 職 員 に あ 0 て は 百 分 \mathcal{O} 五 $\stackrel{\smile}{+}$ を ľ

手 俸 受 る 礎 け百 る分 給七 ッ 得 フた \mathcal{O} 整 総 手 額

第れ前 十ら項 九にの指 る 第地 五域基表 項手礎の の当額適 規及は用 定び は広そ 域れけ 第異ぞ 動れ職 項手そ員 の当の 勤の基 勉月準該 手額日職 当並現員基び在の 礎にに勤 額俸お勉 に給い手 つのて当 い月職基 て額員 準にが額 用対受に す す るる 研べの こ究き四 0) 員 俸 十 場調 整 合 及 手び五 に お当専を いの門乗 て月スじ 額タて 同の 合 条 計職額 第 五額 調 لح 項 中す る当 前 0 項 月 額 لح 並 あ び に る

4

3

七 項」と読 4 替 えるも

る 日 لح をあ前は、 日 を いる いうの条 う。 はの _ 規 以下この名の第一九条の 6条及び次条に、米の七第一項の規定に 次条にお 項」と、 おい 、同条第一号中「基準日からる勤勉手当の支給について進 1 て同じ。)」と読 み 替 えるも 支給日」とあれて準用する。 0) とする とある。 ا ، ه る \mathcal{O} \mathcal{O} はの は 場 基合 支準に 給 日お 日 い 同 て、 第 + 項 九第 に条十 規の九 定七条 す 第の る一五 人項中 事に「 院規前 規定条 則す でる 定基項 め準

十 俸 \mathcal{O}

給 を条給 更 正 人更 し事正 又 院 決 はは定 そ の各 俸 庁 給の の長 更又 正は をその ず委 ることが と 受 が け た者が決 決 定 L た 職 員 0 俸 給 が 第六 条 0 規 定 に 合 致 L な 1 لح 認 8 た لح き そ

査 申

に二(対十審 レー 審条の 査 を こ 立 申のて し法 立律 ての ることが規定に がで、 つきる。 \mathcal{O} 決 定 前 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 俸 給 \mathcal{O} 更 正 決 定 を 含 む。 に 関 L 7 苦 情 \mathcal{O} あ る 職 員 は 人 事

院

\mathcal{O}

第 る 第 員 由 条 がにの条者 当に職給 し規員与 て 定が 休す公 る務 職 通上 さ勤負 れを傷 < 下 食手当、地域で見法第七十九々その休職の地下同じ。) によ 手条期間がかり 新一号に掲 第一号に掲 なり負傷し 動げに若勤 に給与のた 玉 家 研に全族公 究該額病務 をに員 員調整手当、ヨして休職にかかり、国長災害補償法 国法 家 公 昭 務 和 員 二 法 十 第六 七年 十 法 九律 条 第 第百 一九 号 十 に一 掲 号

- 分 する 結 該 支給 核 ま性 す で 疾 に達するま りることが これ いたれか に かに できる。 り 養 員 手る給 当 事 員調し に 住さ 居れ 手た 当と 及き びは 期 末そ 手の 当休 の職 その れ期 ぞ間 れが 百 満
- 3 その 職れ期職の年職事 ぞ間員八に がれがが十達 百 満 前を 分 公の年項務八に以 八十を支に達する ますの 給すること 故障に がれよ でにり き俸国 る。 家 公 扶 務 養員 手 法 当第七 七 地十 域九 手 条 当第 広 号 域に 異 掲 動げ 手る 当 事 由 研に 究 該 員 当 調し 整 7 手 休 当 職 に 住さ 居れ 手た 当と 及き びは 期 そ 末 手 の 当休 の職
- 4 員 地 員 が域 手 国 家 動 第 七 $\overline{+}$ 当 九 条第 研 号に 手掲 計 げ で居に 定手該 当 場そて にぞ職 該れに 当百さし分れ 休六とき 順にされ、それ にされ、それ えたとき、 はるこれの期 で き のる n に 俸 給 扶 養
- 5 略れ則職 \mathcal{O} 定 玉 家 百 る 以 لح 公 に お 務員法 は 異 は 内 を支 給 従第 す い七手 、十九 3 لح れ条 になる が にに で は治、扶着の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の人は、一般の き る 養事 地 域 手め当 当る場でして 広合れ休 域 異 動 手 当てのた 研 職 究 員 調 整 手 当, 住 居そのが間中 休 当 及 職 び 期期 末間 手中、 当 \mathcal{O} 人 そ 事 れ院

職項 \equiv し項 く又 はは 国 第 家 五 公項 務に 員 規 法 定 第す 三る 十職 八員 条が 第 一当 号 該 に各 該項 当に し規 て定 同す 法る 第 期 七間 十内 六で 条 第 の 十 規九 定条 にの よ 四 り第 失 一 職項 しに 規 又 定 はす 死る 亡 基 L 準 た日 と 前 き は箇

月

同以

め項 略るの 職規 員 定 にに 0 ょ いり て人 は事 院 規 の則 限で ŋ 定 で 8 る日 な に 当 該 各 項 0 例 に ょ る 額 \mathcal{O} 期 末 手 当 を 支給 することが で き る た だ L 人 事 院 規 則 で

定

1

6 俸給場 で疾 平略給の合定病当 半にめ及分 0 額額あるびの略 つも通間 す 減ての勤 るずはにに第 、一年)を超 限 よ十 る。) る五 た 疾 だし 病の を規 により、 除定 人事院規則では、当該療業 くに。か カ 以か 下ったら 養 で定勤 のず \mathcal{O} 項 足める手当の算定に勤務しないときは、これをめの病気休暇又は た に職 お員 いが て負 同傷 、その期間 《又は当該# じ。)に係る ľ に つい では、おおります。 傷 \mathcal{O} 当 過 び 当該職員の俸終の出該病にの開始の日から アレル 勤 よる負 俸給の半減前の がら起算しても がら起算しても 減前の額 なは当該 は当該業 日禁若 措 を こその算係事情に 定 る院置疾 日規 \mathcal{O} 基に則人 つで事公 礎 と き定院務 な め規上 る俸る則の

8

一に特職なち 定員 相 11 八規俸当職がもそ成 員五のの三 ح に職十 る +五歳の一番の一番である。 額 な 最を減ずる。以下、場合に達し、場の級が次の級が次の。以下、場合に 合にあれている。次の表した日にあり、次の表した日にあり、 つ後項の ま ては、はなでの間 特定職品の現場においる最初の職員においる。職員 員のい掲 次 と四てげ ロ月一日 る職がの表 定務の 日)以北縣員」 の俸 日)以後、次の各号に(特定職員」という。)に対職員」という。)に対い級以上である者である者である。 る俸給 であ にが対 1掲げる給与の額から、それぞれ当該各号にが五十五歳に達した日後における最初の四月する次に掲げる給与の支給に当たつては、8つてその号俸がその職務の級における最低稲表の適用を受ける職員(再任用職員を除く 低の 定一め日 当 該 特俸の る後 額に定

当じ 用十の 十 該 を 特 • 定給す 受 に け 定 五に 月 達し、 タお職 る を ょ 額 者 乗じ 員 ŋ な 半当額該 て \mathcal{O} で 「俸給 11 て 得 あ 場合(以 俸 る場 を特 給 月 た減 定 額ぜ職 月 額 合に から 額 がら員、れの 下こ いれた 減 あ 当 当該特定 該 \mathcal{O} 基 給 月 定 定月 額 飛員 附 職額。 (当 則第 員と員のいの 該 の以該 最 , う。) 属する職者十項及び知 (下同 属 「香の属する職務の「同じ。」に百 「同じ。」に百 下 低 0) 号俸 職務の級におけい第十一項にお 0 俸 超に百分の :給月額 における最! 界六項の規: けお からそ る最低の号俸の俸品いて「最低号俸に 低を 定 の半額を の乗の 号俸 適 て用 俸の俸給月額 (得た額(当該用を受ける者で 減 じ 俸給月 達しな た 額 額 いを減じ (当該特定) 該 で い場合」と 以 あ 下この定職員 る た 場 額 定 員 合 号 以 職の に V 及 、 う。) 員 俸 あ 下こ \mathcal{U} が給つ 次同月て のに 号項額は 項あにのに 及 つお規百 同 てい定分項 び 附はてのの本 則 、同適九文

百 場 門 項 スに あ ッい 乗 フ 0 得 整 た当額該 手 当 以 特 定 当額 下 職該 員 特 礎 特 額のの 定額 職 及項俸 びに 給 専お月 俸 門 い 額 専 で、て「専門スタ タ 「 ッ 専 フ門該 ツ 職ス 特 フ タ定職 ツ 職調 フ員整 当職の手 属 当 整 す \mathcal{O} 手当: る 月 職額 減務に 額 の百 る基級分 地礎にの 域 額 お け 当のとる最 る五 を ,う。)) (場低の号: 乗 じ て 俸 \mathcal{O} た 俸 額 給 月最 額 低 号 を 減 俸 じに た達 額し

俸 L 定 職 員 月 給 ス 月 額 減 額 調 基 整 礎 額 手 及 びの調 専 月 門額 ス に タ 対 す ツ フ 職 調 手 手 減 月 額 額 基 に 礎 百 額 分 にの • 対 す・ る五 地を 域 手 じ 当て の得

- 12 -

号 該 俸 特 に定 し員 なの い俸 場給 合 月 に額 あ及 つび て専 は門 ス 俸タ 給ッ 月フ 額 職 額整 基手 礎 当 額の 及 月 び額 専に 門対 スす タ る ツ広 フ域 職異 調動 整 手 手 当 当の 減月 額額 基に 礎百 額分 にの 対 一 • す る五 広を

五. あ整の額手 月 月 百 分 \mathcal{O} 五 ľ 7 得 た 号 に

フに支を地百項こ 部割あ二手職達該し、規項こ 手職達給乗位分にれ勤分合る十当調し特た俸則のれ期い研異 調 しさじにのおら勉に を職をの整な定額給で規ら末場 な則該の整なれてあ二いに手規乗員超月手い職 月定定に手合 いで合月手いる得る十て対当定じにえ額当場員に額めの対当に調節定計額当場動た職を進す。すてあなの減合に、にる適す。あ整 範定計額当場勤た職を準す すてあなの減合に にる適す 囲め額の減合勉額員超用るそる得つい合額に支当同割用るそつ手 内るに合額に手をにえす地れ割たて範計基あ給該項合を地れて 同計基あ当加あなる域ぞ合額は囲額礎つさ特にを受域ぞは `内 🦳 額てれ定規乗 け手れ 人理項額礎つに 算つい第手れをを (額て係して範十当そ乗加そで同並はる職定じ る当そ俸 院は規同並はるたは囲九及のじ算の人条び、期員す て職及の給特 第額 内条び基てし額事第にそ末にる得員び基 規監定条び そでの広準得たに院五これ手支百たに広準額職 す第にそ十 でのる四 これ九をの人四域日た額 規項れぞ当給分額あ域日 定地百項れぞ条加額事第異現額 一俸則のられにさのへつ異 られの算に院五動在にを給で規にそ係れ二同て動在基 のおにそ七し 、加月定定対のるる十項は手 規項手に い対の第た俸則の当お当算額めのす基同期五に お額 基二額給で規のい該し減る適る準項末を規当のいに額 合る十てす を職を準る準項 月定定月て特た額割用地日各手超定該月 乗員超用地日前附額めの額当定額基合を域現号当えす合額 当す じにえす域現段則にる適並該職 一礎を受手在にになる計並該るすてあなる手在に第同割用び特員に額乗け当に定係い人額び特研る得つい第当に規士項合をに定に、にじる及おめる範事にに定究研 つい第当に規一項合をに定に にじる及おめる範事にに定究 一にを受俸職支当同て職びいる同囲院 たて範十及お定 九びいす項規乗け給員給該項得員広て割条内規当給員調 内条広てるに定じる月がさ特にたに域 当合第で則該月 おすて職額受れ定規額あ異該を の域 当 割 人で 合 額 つ動特乗項事定計に 異該合いる得員にける職定 算の人四 額事第動特をて百たに対る期員す同て手定じ 各院め額 対るの 分額あすべ末にる項は当職て たに院五手定乗 号 規るにすべ 規項当職じ勤 の一つるき手支百に、の員得列則管同るき二同て研俸当給分規当月がた記で理項研俸 俸則のの員て勉 月が得手十項は究給にさの定該額受額以定又に究給 で規 定定額受た当五に、員月係れ二す合並けに外めは規員月 一減を規当調額るる十る計びる めの並け額 のる監 定調額 及同期五人額にべ百部割督す る適びるに 超定該整 整 及 額 にべ百覧 えす合手び項末を事に俸き分分合のる手びなる計当専各手超院、給俸のにを地百当専 た額割用 合を俸き分象 を受給俸の額 い人額の門号当え規当月給 一規乗位分の門 · 定 附額乗け 範事に月スににな則該額月 月給 U لح 額タ定係いで合減額五す てあ二額タ る 額 月 囲 院 て職減額五い内規当のツめる範定計額減をる得る十の 十項得員額減をう で則該合フる同囲め額基額乗割た職 待貝服 類乗 (。) 人で合計職割条内るに礎基 じ 合額員超計 項規額あ礎 定計額調合第で管同額礎て 基じ 事 ををにえ額調 つ額礎てに院 △ 整を 人理項に額得乗加あなへ め額 るに第手乗項事又に対及たじ算つい第手 おす同てに額得 規 及た当則管同十当じ各院は規す び額てして範十当 いる項は対 すび額該で理項九のて号規監 定る専へ 得たは囲九の 又に条月得列則督す 一分規当る専 (特 定 研門最 た額 内条月 勤の定該研門最 定めは規の額た記でのる究 そでの額 ス低額 ス低職る監定七並額以定地百員タ号にをの人四並 す 合 究 手十る計員タ号員割督す第び 外め位分調ッ俸 加額事第び 当五人額調ツ俸に合のる四に のるにの整フに当算に院五に

し減

額減 額 基 礎 額 V) . う。) 当 該 特 定 職 員 に 支 給 さ れ る 勤 勉 手 当 に 係 る 第 + 九 条 \mathcal{O} 七 第二 項 前 段 に 規 定 す る 割 合 を 乗 ľ て 得 た

分に応じ、 十三 にら 号三号る項 及項に額ま で 又 は 第 七 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 支 給 さ れ る 給 与 当 該 特 定 職 員 に 適 用 さ れ る 次 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 区

定

ハロイ 又 らび 5 定 よの り八 当 十 て 得 た

第係第第二る二二 得 一額一第各め五 び 第三号 か 及 第五 号 号 まか で に第 定六 め号 のる額に、っまでに定 同め 項る の額 規に 定百 に分 該を 特 乗 定じ 職 員 に 支額給 さ れ る 給 与

= 係 た 号 及 び 第 _ 号 か 5 第 六 号 ま で に 定 \emptyset る 額 たに、 同 項 0) 規 定 に ょ ŋ 当 該 特 定 職 員 に 支給 さ れ る 給 与 に

ホ

あ つ第る 二割 て は十合十割十十十、三、三を三合三三三そ条 一条第二項 一条第二項 一条第二項 一条第二項 一条第二項 一条第二項 一条がある。 一条第二項 一条がある。 \Diamond る第額第た第は前定第 額六 に号 に 同定 項め のる 規額 定に に百 よ分の 当 八 該 十 職を 員 乗 にじ 支て へ給さ た れ額 る 給 同 与 条 に第 係五 る項 割の 合規定 乗に じょ て ŋ 得給 た与 額の 支 給 を受け る 職 員 に

俸給表	職務の級
行政職俸給表①	六級
専門行政職俸給表	四級
税務職俸給表	六級
公安職俸給表①	七級
公安職俸給表〔〕	六級
海事職俸給表()	六級
教育職俸給表()	四級
研究職俸給表	五級

一級	専門スタッフ職俸給表
五級	福祉職俸給表
六級	医療職俸給表色
六級	医療職俸給表①

9 \mathcal{O} 前 項 項規定 にの 関ほ しか ら項員 定日 め以 る 外 0 日 に 特 定 職 員 と な 0 た 場 合 お け る 同 項 0 減 ず る 額 0

10 得域の 広た 異 給附他 の算則得域額動与則同 異に 手額第項 動 百 当 は 人の 手 分 及 当のび第の定す • 研十規のる 及 び 究九定実も 研 五 員条に施の 究を調 \mathcal{O} ょ 員 規 乗 整 り 調 じ手定給 T 当に 与 手得のかが要特 か減な定 額の額額わぜ 月 b \mathcal{O} 額最合ず \mathcal{O} 低計 7 合号額同支人の 計俸に条給事 をいじ、り 員 り 乗 場 に Ü 合 そ算 2 にの出い そあ額 L 7 た のつ を \mathcal{O} 額て 給 第 をは週 与 十 間額五 週俸当間給た 当か条 らから 当 月 り 5 た 額の俸 第 ŋ 減勤給十 の額務月 八 勤基時額条 務礎間並 ま 時額にび 五にに 間並 十 こ 二 れ に び 規 五に れ 定 をに +す れ乗対る をに じ す 勤 対たる務 乗 じ す も地 たる の域 時 地で手 ŧ 間 の域除 当当 で手し た 除当て広り

手 百 分 ŋ 附 出第 八 た項 額七額 のに 五か規相 ら、が 百 が 分 0) 定 司 適 管 号 用 八 さ 十 理 1 五職 れ減整 に る 員 掲 特にげ間た当た月 定ある 管 つ職第 て 員十 理 強はで九る 員 附条 に百則の あ分第七 つの八第 一項二・の項 て は 五規第 百七定 五に号 分 よイ 0 百を りに 給 定 乗 五. じ 与 8 てがる を 乗 得減額 たぜら、 じ て んれ同まれて発 得 た 支ィ 低 額 給の 号 の俸 さ規 総 にれ定 額 達 るに もか に L 相なのか 当 11 のわ す 場 勤 5 合 勉 る ず に手 額 あ当同 を つ減号て額イ 減 じ は、 た 対の 象 規 勤額定 لح す勉にに

L

7

た

額

当

す

る

額

を

じ

لح

す

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 法 律 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 六 年 法 律 第 百 五. 号

替 切 経 過

七 は 月 そ額 五ののに 十 職 差達切の 五. し のにな日替 に 級相いのえ . こ と 達 当 前に が し同す 日 伴 た項 る لح かう な 日 の額 5 引 後 表 る もき措 に の給 与の続 お職 け 務 法 き る の附人同 最 級則事 初 第 院 \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} に八規棒 兀 揭項則給 月 表 げので る表定 \mathcal{O} 日 職のめ 適 (特 務俸る 用 の給職 を 定職以欄を 受 け 員 る 上に 除 掲げる。 には、▼ 以 で掲 外 ある者 げ 0 る俸給 者 が (給以表 Ŧī. + 下この間の適用 者 -成三十 五歳に 受け の項においったを受ける。 ·年三月 達 る L た 給 万三十一紀月額が 日 て 「特 職 後に 員 が 特定職1 日同ま日 お け で る に 員 用 \mathcal{O} 最 職 _ ' ' | 月一日冬」という。) にあ。. 員を除く、 て受け 給 月 7 額 あののた うほ俸 に 0 特てちか給

定 職 員 と な 0 た 場 合 に あ 0 て は 特 定 職 員 とな 0 た 日 以 後 当 該 額 に 百 分 0 九 + 八 • 五. を 乗 ľ 7 得 た 額 を 俸 給 لح L 7 支 す

- 2 さ 切 俸 れ る 日 職 を \mathcal{O} 支給 員 前 と 日 する。 のか 権 5 衡 引 上 き 必 続 要 き が俸 ~あると」 認 適 めら 用 を受け れるときは、 る 職 員 前 当 該 項 欧職員に に 規 定 は、 でする職 人事 員 院規則 を除 く。)に の定めるところ 0 11 て、 に同 よ項 \mathcal{O} ŋ 規 同定 項に \mathcal{O} ょ 規 る 定 に 給 準 を じ支
- 3 じ て、 替 る 日 ○職員との権衡より以降に新たに集める。 を 支給する。 慢上必要が,に俸給表のは あると認められるときは、適用を受けることとなった た戦 該員 0職員には、見について、 人 任 事 用 予院規則 パの事情: 0 等 の定めるところに寺を考慮して前っ によりのこの 規 定に 前 二項 ょ \mathcal{O} る 規 俸 定 給 に を 準 支

般 職 \mathcal{O} 任 期 付 研 究 員 の採 用 給 与 及び 勤 務 時 間 \mathcal{O} 特 例 に 関 する法 律 伞 成 九 年 法 律 :第六 + 五.

期 を 8 採

第三条(任 者 究業績に任命権 命権 以者た すにより当該外下同じ。) 国 家 公 一務員 は、次に掲 法第五十 げ 五. る場合には、選考により、任期を定めて 条第 項に規定する任命権者及び法律で別に 職員を採 定めら 用することが れ た任 命 権 できる。 者並 びにその 委 任 を 受

- 門 律独的研を 立な 知識 績 経 等 \mathcal{O}
- 研 究 第 分 百 L 六て十研 に Lおける先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合-五号)第三十六条の六第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、1 完する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定又は自衛隊法(昭和二十-L験を必要とする研究業務に従事させる場合 1 により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度 九 当 年
- 2 3

2

第 たに号任 五 略なあ任期 0 期が 場 て 付 五任 研年 命 に 採究に 権 はあってはに満たない。 たは い場合にあってはば男三条第一項第一1 いう。)の任 採 用 L た 任期が三 日 か第 第二号任期付平 か三年に満たな 採号 0) 規 別付研究員 C に満たない U た日から に 規定により ない 範囲内に関のうち同で 任 期 を定 において、その任同項の人事院の承則条第二項の人事院の承回項第二号の規定 8 7 用 され 任期を更新することができる。承認を得て任期が定められた職員の任業院の承認を得て任期が定められた場のでにより任期を定めて採用された職員 た 職 (以 下 「第 一号 任 期 付 研 れた場 究員」という。)の 期 が 合を除く。 (以下「第二 五. 年に

車

条給 与 第に 関 号す 任る 期特 付 例

第 六 研 究員に は、 次 0) 俸 給 表 を 適 用する。

号俸	俸給月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000
	•

4
第一
一号任
期 付
研究
員に

2 は、 次 0) 俸

給

表 を

適

用

す

る。

その各 の長庁 者及の が び長 従そ \mathcal{O} 研究業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。「を受けた者をいう。以下この条において同じ。)は、第一号での職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。 任期付研究員及び第二号任期 下 「給与法」という。)第 が付研究に 員 規 の定 号す 俸る

4

号俸

1

2

3

俸給月額

328,000

364,000

392,000

円

 \mathcal{O} 適 用 除 外等

との第の項 を、九六は定給第条「 第一 与路法 百 $- \mathcal{O}$ め与 て法項規の九任 「一日では、 一日では、 採第中定法条期 職員を含む。以下「管心第七条中「この法律」とあるのは「限る。)とあるのは「限る。)とあるのは「限る。)とあるのは「限る。)」に対して、一般二十条及び第二十一段に対け研究員の採用が出来がある。 」に支給、「管理・「は「限る。)並びに任期は「限る。)並びに任期は、「は「限る。」がに任期は、「は「限る。」がに任期は、「は」とあるで 「管理監督職員等」」と、 採用、温力・ する 第 職員等」」とあるに任期付研究員法めるのは「この法給与及び勤務時間第一項の規定の適 ては 等I」と、給与法第十九条の四第二項中等I」と、給与法第十九条の四第二項中I」とあるのは「任期付研究員法第三条「この法律及び任期付研究員法第六条ℓ収の適用に< 例に関する法は、治に関い、第七条、第七条、第 のは「百分の百六十二・五」と二項中「、六月に支給する場合法第三条第一項第一号の規定ににより任期を定めて採用された法第六条の規定」と、給与法第 第三条第二条の-「任期付 第 九 一項 項、第十二の対 研 究員 法 九 律 場合におい た職員」 を第十一条 」とある 、 う。) 給おり 与い任

律 法 及第び二 任 十 期 条 付中 研 究 第 員 六 法条 第 六と 条ある る との す は る。 任 期 付 研 究 員 法 第 六 条」 と、 給 与 法 第 + 条 第 項 中 0 法 律 لح あ る 0) は \mathcal{O} 法

院 人の

第 適 当とに 認は等 \otimes るこ 改の 定を 勧に 告定 1することが がに で 関 き L る て 調 査 研 究 を 行 V. そ \mathcal{O} 結 果 を 玉 会 及 び 内 閣 に 同 時 に 報 告 す るとと Ł 必

般 職 \mathcal{O} 任 期 付 職 員 \mathcal{O} 採 用 及 び 給 与 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 百二 + 五.

期

第 任た三 略期識条任 を見 定を任を め一命定 て定権め 職の者た 員期は採 を招信に 用用度 しの て専 こ遂門と行的 がすな る知 こ識 とが経験 特 又 は に 必優 要れ とお識 れ見 る を 業有 する 務 に 従 者 事 を さそ せの る 者 場が 合 有 に す はる当 当 人該 事 高 院度 のの 承 専 認門 を的 得な 知 識 選 経 考 験 又 よは り優

2 す Ś で き る。

与

第 七~ 条給 第に 三関 条す 第る 一特 項例 \mathcal{O} 規 定 ょ ŋ 任 期 を 定 8 7 採 用 さ れ た 職 員 以 下 特 定 任 期 付 職 員 1 · う。) に は 次 0 俸 給 を 適 用 す

号俸 俸給月額 円 372,000 1 2 420,000 3 471,000 4 532,000 607,000 5 6 709,000 7 829,000

2 5 略

与. \mathcal{O} 適 用 外

八 略法

2 第 律の 及四特条給 び第定 一二任 般項期 、付 の第職 任期に 付条対 職及す 員びる の第二年 用十法 及の第三 給第条 与一第 の項の項 例規 に定第 関の七 関う通条、 る法に第一 つ十 律 。 以 て条 下は、五の五 五. 任給 与 第 期 付法十 第三条の 職員 法」と 第九 一 項 第 1 中項、 · う。) 第の十 七法九 条律条 O - \mathcal{O} 規と三 定あ第 る一 との項、は、 給「第与こ十 法の九

第法条

۲ 中は指の七 の百 定は条 法 分 任 職 中 律の六期俸指」百月付給定 元に と 職表職の 十支二給 あ 員又俸法 るのは、 治する! 法は給律 第任表 七期又と 当場 条 第 員 は 任 期 付 は 任 期 付 は 日 期 付 は 日 期 付 は 日 かる の は ر *ک*) 0) 法給お項法付は 律与なるののでは、一般である。 び第は 給条法の 二百 任 表第第法 一十条中国分の適用の適用の適用の適用の適用の適用の適用のの適用のの適用のの適用ののでは、 期 付 職 職員法第七条」とする。
中「第六条」とあるのは「
用を受ける職員を含む。以
用を受ける職員を含む。以
の俸給表」と、給与法第上 以下「然子十九条」 支給、 任 出対付職員法院がする場合には - 「管理監督!!第十一条のよ 第十一条 与 督職の力な 第七 中第 員 第 条」と、 ては百分の + 等」」と、 \neg 項 以下 中条の 給 管理 指 五 百三十七・五」とあ給与法第十九条の四 与法第二十一条第 定中 職 位監督職 俸指 給 定 表」と、機棒給・ 員 [等]」とあるの。 とあるの 項 る 第 中 るはあ \mathcal{O} 「は項の「る

人 院

応 心条事 人の 適 当事勧 と院告 認は等 \otimes るこの 定を建 勧に 告 定 ロすることがある事項 がに で関 、きる。 し て 調 査 研 究 を 行 11 そ 0 結 果 を国 | 会及 び 内 閣 同 時 に 報 告 す るとと ŧ 必

国 家 公務 員 0 育 児休 業等に 関 す る 法 律 平 . 成 三 年 法 律 第 百 九 号)

育 児 短 間の 長

第 期 条 \mathcal{O} 延 育 時 長 を児間 請短勤 求時務 す りることがで 関勤務をして てい で きる。 る 職 員 以 下 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 لح V う <u>。</u> は、 任 命 権 者 に 対 L 当 該 育 児 時 間 勤

2 略間

七育 短 勤員 7 つの 勤間 法 \mathcal{O}

第 条 児 掲 育時間 字短勤 句時務 は間職 そ務に れ職つ ぞ員い れに 同 表い勤 のて務 下の時 欄 務 掲 時 (情後の)特例) 句 規 と 定 すの る適 用 0 7 は 次 0 表 0 上 欄 に 掲 げ る 勤 務 時 間 法 0 規 定 中 同 表 0

第 五. 条 第 項 لح す る 務 勤時い育条関 لح う児第する。 務間 時 勤 時 項 法 容 間務 0) 12 は職 間の律た 承 員」と 従 勤 規 (務 定 平 だ 認 を 該 に成 受け 承認 以 ょ 三 V 玉 省各 下 り年家 う。 の 一 た を受け 一同法公 庁 職 育条律務 0 員 児第第員 長 た育 の以時項九の育 が 週 定 児 間 下間に号児 8 短 当 勤規) 休 る 時た育務定第業 り児 す 十等 間

勤の短とる

務

_		
第一項第一号 二項、第十一条及び第十七条 条第二項ただし書、第七条第 第六条第一項ただし書、第六	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第六条第一項ただし書	これらの日	い、これらの日必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従
	ことができる	ものとする
第六条第二項ただし書	範囲内で	、範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い
第六条第三項	次項	以下この条
	できる	従い、勤務時間を割り振るものとする期間について、当該育児短時間勤務の内容に職員である場合にあっては、単位期間ごとのできる。ただし、当該職員が育児短時間勤務
第六条第四項	次に掲げる職員	く。) く。) といればの、というのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
第七条第二項	ところにより、四週間ごとの期間につき八日	の週休日ところにより、四週間ごとの期間につき八日ところにより、四週間ごとの期間につき八日
	八日以上)の週休日を設け、及び	及び短時間勤務の内容に従った週休日)を設け、短時間勤務の内容に従った週休日)を設け、四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児
	第五条に規定する勤務時間	第五条に規定する勤務時間(当該育児短時間

第七条第二項	する。 の規定の適用については、次の第十九条 育児短時間勤務職員に(育児短時間勤務職員について
決定する	い表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲いついての一般職の任期付職員の採用及び給与のいの一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
の者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員決定するものとし、その者の俸給月額は、そ	19げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と)特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)に関する法律の特例)

育児短時間勤務職員	職員	
る場合として人事院規則で定める場合に限り公務の運営に著しい支障が生ずると認められ	は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に	第十三条第二項
り、育児短時間勤務職員れる場合として人事院規則で定める場合に限、公務の運営に著しい支障が生ずると認めら	職員	第十三条第一項
容に従った勤務時間) 務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内	同条に規定する勤務時間	
の内容に従った週休日)当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務は、五十二週間を超えない期間につき一週間割合で週休日(育児短時間勤務職員にあって	割合で週休日	
育児短時間勤務の内容)必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該	必要	
内容に従った勤務時間) 勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の		

ととれぞれ算出率を乗じて得た額相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額	相当する額と	第七条第三項
百九号)第十七条の規定により読み替えられ百九号)第十七条の規定により読み時間で除 動務時間を同項本文に規定する勤務時間で除 可ただし書の規定により定められたその者の 項ただし書の規定により定められたその者の を乗じて得た額とする を乗じて得た額とする		
の育児休業等に関する法律(平成三年法律第		

る 短 間 勤

の及間に 規で、おこれの て条短時 を間事 準帯院 用に規過任間 すお則員命勤 する。
おいて常時勤務を要する則の定めるところにより員を生ずることその他の命権者は、第十四条におりがある。 りのお場、人い合 る 官 当事で等 職 を ま間め六児 勤勤る条短時務務をの時 では をして をして をして せ る いなよの の方見ない事情が でに、あ時 、きる。 引き続いると認い この の場合と の場合と の場合と 育は、 い短 効 で、第一で、 第一で、 第一で、 第一で、 第一で、 第一で、 又 3、十五条、 対情が継ば か一続消 前勤てれ 条務いた まのる場 で日期合

育 児 勤 務 に 伴 う 任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員 \mathcal{O} 任 用

第二十三 2 準 第 七 条第二条 略間 項 か 5 第 兀 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 任 用 さ れ た 職 員 。 以 下 任

期

付

短

時

間

勤

務

職

員

と

, う。)

に

0

同

短 時 間 \mathcal{O} て

す

る。

の十任 中五期 欄条付 に 掲 任 時 げ期間 付勤 る 字短膀職 は間員 勤に そ務つ れ職い ぞ員にの 同 つ勤 表い務 のて下の \mathcal{O} 勤法 欄 に 務 掲げ間例 る法 字の 句 規 لح 定 す 0 る。適 用 に 0 **\ て は、 次 \mathcal{O} 表 0) 上 欄 に 掲 げ る 勤 務 時 間 法 \mathcal{O} 規 定 中

五. 条 第 項 لح す る 三 関と 条すす 第るる 二法 項律た に、無平 だ 定成 す 三 玉 る年家 任法公 期律務 付第員 短百の 時九育 間号児) 休 勤 務第業 職二

員十に

本語・「日の大学」という。) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項)」 「日衛官候補生、第二十三条第二項) 「日衛官候補生、第二十三条第二項)」 「日本で表別である。」の規定は、国際に関げる字の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字の表の上欄に掲げる字の表の上欄に掲げる字の表の上欄に掲げる字の表の上欄に掲げる字の表の上欄に掲げる字の表の上欄に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の上標に掲げる字の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	(第二条) 第七条第六項 第十六条から第十九条まで 第二年 第二条 第七条第六項 第十六条に掲げる防衛省の職員について準用する。この 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (1) (1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	第二十七条 この法律(第二条第一項第三条第一項第三条第一項
。にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給	勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。を受けて勤務しない場合には、給与法第十五条の規定に	3 略 2 職員が育児時間の承認を第二十六条 略
任期付短時間勤務職員	第二 第十 第十 再任用短時間勤務職員	十三条七条第一項第一号並びに七条第二項、第十一条、
めるところにより、各省各庁の長が定める時間二十分までの範囲内で、人事院規則の定の勤務時間は、一週間当たり十時間から十九(以下「任期付短時間勤務職員」という。)	y, nt. o	

得 一乗務休週 略 た項じ 職 七前 員 等 とっ 得 た 以に す 決 た 外 関 破と」とする。りる」と、同次の定する」とも 額 \mathcal{O} す \mathcal{O} 職 る 通 7 員法常百準の律の六用 勤十 同 あ 週 平 法 条 務 六 る る第 成 時 第 間 六の二 当 間 条は項た年をの 三 「及り法自規条 決びの律衛定第 定時当 略 同 事 め間該 事 条 第 定 第 第隊の る法休 院 诵 院 0 す 三 百法適項 規 規 休第暇 規 常 Ź 則 項の九第用 暇 二又 則 定 項 及も中びの「 勤号)十つ 一十三条 で で に 定 定 定 ょ 務 一四条の 第二十: である! とし、 第 す ŋ 8 8 てる る 七 る 人 のに とし 事 条 特 期 育 規相 デ 第 二 の 額 七五 児 別 間 院 定 当 Ĺ 条 第 規 同 0 内 て に す 項者と中のあ 防第 則 法 時 事 ょ る 情 で 一項 第 衛 ŋ ŧ 電省令 現に、 俸命の 定 兀 人 \mathcal{O} 8 事 と 月 はでお定 る 院 L す 額 期 いす 定 規 7 る 定 てる項 は、 間 8 則勤 、その者のとめる額に、 準 短 中 額 る 2 で務 ځ 用時 _ \ \ \ ŧ 当 略 政 防 防 0 と者の 令 該 衛 衛 で で 省 休 省 除 めるのは「相当する額にの受ける号俸に応じた類 算出率を乗じて得た額 算出 法の官 定 令 暇 令 官 8 で で 省 て得 定 定 と る 職 + \mathcal{O} -三条第 を占る あ職 特 8 8 た数 別 る る 期 期 めの \mathcal{O} 0 **(以** るは給 事 間 間 内 項職 情 与 下 に 員 定等 額 に 額 規及めに 算 そ 定び る 出 はする育りを表する法に、 れぞ 率 れ出同 لح 算 率 法 児 務そ律 V を 出 第 員のへ . う。) 短 率 乗 六 時の者昭 をじ 条 間育の和 乗て第を勤児

2

ľ

7

た

額

しり法自規 との律衛 定 第 第隊の一得額中て 通 出同常 百法適項 第用に \mathcal{O} 九 号四にお を 第 勤 六 務 十つい 玉 じ 条時第四いて て準 第間 二条て準十のは用 7 ら得 一と頃し 公 第た項 七五 す 中て 員 額 条 第 る 同 兀 第 0 لح - 防 法 第 十 育 条す 決 一項第 衛 の定する」と、 兀 児 \mathcal{O} 項に 四十 省 条七 休業 に規 令 \mathcal{O} ま お定第 で 兀 等 で いす 第 定 第の 同 と 法 あ てる項 8 関 規 準 短 中 項 る 項 す 定 第 る 用時 一 に £ 第二十二条ののは「決力もので除し んる法 間定規 第 ょ 勤め定 兀 律 る る 務 す 第 地 法の 額 る 域の定手二す 兀 第 官 7 任 لح 手 得 +職 期 当、この当、この当、この一角を数にある。 \mathcal{O} \equiv をあ付 五. 条 占る短 第 第 \otimes の時 (第 るは間 項 項職に員 勤 六 当及び、その、その 初 定務 おは 規及め職 第 定び る員 はなる育!ないでは、 者項 特調地 整 て四特 + \mathcal{O} に 垂手当、 用 五勤 お が見 す条 務そて 務 Ś の手 月 短 員のの て 当 同 時の者防 同額 第 は、 条 間育の衛 算 一と項あ 勤児一 第 一省 出 そ \mathcal{O} 率 のる 項の と 職 業 間職 規のに者 員 等 当 員 \mathcal{O} 以 条定はお に た \mathcal{O} い い受 第 に 外 関 ŋ 給 う。 よ住てけ \mathcal{O} すの与 準 項 ŋ 居 る 職 る通 号 手 用 を員 法常 乗 規 用 当す俸 の律 の関 るに じ 定 さ 及 勤 す 応 て れび __ 週 亚 務 る じ 得 た 単 般 間 成 時 法 身職たた当 三 間律 期員赴給額額た年をの

付 時 間 勤 務 職 とす る

与 附

当 及額俸 を 自咸額基礎額を算出率で除して得た額」が専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額」と、月額及び専門ン を 給 減項 勤 じ 規 \mathcal{O} 務 た 定俸育 時 法 額と、 間 にの より _ と、 で 当該 除 給 時 第 、フ職調整手当減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額はでして得た額」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額、ア門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額、と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率、当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、 読み替 月額 八 L て得 後職員にお \mathcal{O} えられ 規 た 定 に) 以 た動 る対のす つのは 下この ŋ 務 た額」と、「俸給 時 号 与 法 間 が 項 法 第 の附 ぜ お 5 7 条第一 7 て 月 支 項 額 算出 額減 項ただし 国家 さ 率」とい 額 基礎 る 公 書の日 額」と、「を減じた額(」とある 額 l の 規 う。) を乗 に」とあるのは「俸 \mathcal{O} を算出 基 額を算出 を 定により定めら 育 礎 児 第六号間勤務職 乗じ 額を算出 休 男出率で除して 国本で除して ľ て 条等に関めている。 得た額 て得た額(」と、「 「俸給月額減額基礎額を:率で除して得た額及び専 いを減じ はする法 て得た額 して得た額 れ に たそ す た」と、 \mathcal{O} る 律 及び \mathcal{O} に」と、「 は項の 勤 専 成適 専門スタッ 同項第六1 に 時 年に 算出 を算 間 法 0 専門 スプッフ と フ号率

現及を 出 あ 同 ハタッフで 平で 百は 乗 調 \mathcal{U} の本 九 整 除 U は 第 文 て得 職 額 手 L 七 調 基 当 뭉 て 附 規 の中た 礎 則 定 +た手額月「額第す七号

- 2 0 第二 定 + = 条 勤 がする給与は 発をして 11 る職 ょで」とあるの 3職員が給与は 第一号及び等のは、「前冬の財験単人」 条まで及び附 項 0) 規 定に より給 則 第二条第一項」とする。 与 が 減 ぜら れて支給 さ れ る 場合 に お け る 同 条
- 3 (」とあ 任 規 た え 期 られ 付の れるの時間に 動は間にの る 最低 下この 項 下この号及びが 動務時間法第 間勤務職員に対 については、冒 の号俸の 第二号中「を減じ 俸給月額」とある 第五給 次号に 対 同 条月第額 の一項ただしまいに国家公務員 'た」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」とする。」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に お **\ 法条附ま て「算出率」という。) 則 務員の育児休 関第八項第一日 書の の規定により定められたの育児休業等に関する法人項第一号及び第二号の 「を減じた額(」とあるのは「に算を乗じて得た額(」と、「同項の」、此められたその者の勤務時間を同項本 関する法律 たその者の勤務時間を同項法律(平成三年法律第百九の規定の適用については、 んる勤 条の号 て 得 附 た則 規俸 務 額 第時 定の を減項 に 間 で ょ 除 ŋ じ \mathcal{O} 月 た し読額
- 第十 与 法附則に 九 条」と とあるのは、「附則第十項」とする。(第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第二 項 0 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 11 て は、 同 項 中

育 児 時 十間 七勤 条務第 員 等 で あ る \mathcal{O} はする読 え

す る (」とある 几 律 第 短 附 七 五. 1条第一項にお4第一項に規定 0 五 は「号 項 に . お項 いに 俸 \mathcal{O} お て 定する短時 おいて準用 俸 V 準 給 十用する: な防衛省 月 額 間 給 す す 稲与法附則第八項する第十三条第一 の職員に関する る同 勤務 その 法 \mathcal{O} 者 .第十三条第一項に規定官職を占める職員及び 0) 凋 八項第一日れ一項に日 間 当 一 に 号 規 コたりの 及び第一人をする方 通 常 する育児短時間勤務職国家公務員の育児休業 育 0 号児の短 勤 務 以規定の適品が規定の適品が対象が 時 間 を自 別職員に 街 (員以外の) (日本) (日本) (日本) (日本) いつ ては、 で、同項に、同項に、同項に、同項に、同項に、同項に の律年第省 (平) 法 _ 0) 号 職 週 間成第 中員 当た 「 ラ 給 三 百 年 六 ŋ 法 十 俸 与 の等 \mathcal{O} 律 五. 号) 通第 俸 に 給 関

て 額 令 た」と読っあるのは で 定 は「に る み替えるも ŧ 算出 率を のとする。 乗じて た 数(以下この号及び次 た 額 を減じた額 ر ک 分号に おい 同 項第二号中「を て「算出 減 じ 、 う。) た」とある じ \mathcal{O} 7 は得 「 た に 額 算 (

- は、二、十川 十七 七条第一 五. - 頁において読み替えて*** 場において準用する給与法附第一項において準用する給与法附 項 条 み替えて準用する第二十二条の 附則第三条第一 用する第二十二条の規 附則第 八項第一号 項」と読 定 み かに 替えるも 1, 50 4 ょ 規第 る 別野務を 定の の適用につっまでの規模 のとする。 L 7 規い い定る ては、一ない。職員に 給つ 同 条与がて _ 減の ぜら衛 及 \mathcal{U} 第れての 一支職七 1条第二項」とあて和される場合におけれの給与等に関する るけ る のる法
- の九第 月す 兀 額 る (」とあるの 乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。 第二十七条第一項において準用す四条の五第一項に規定する短時間 律 間とし -七条 附 減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、 則 第五項において準 て防 は「号 『衛省令で定めるもので除して得た数(以下この号及び次号において「算出率」(一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法(昭和 ・用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適・用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務 同項第二号中「を減じた」とあるの 用職 に員 隊 つに いては、 」という。) を乗じて する十二の防御 0) 職 員法九項衛 律年第省 \mathcal{O} 週 間 当たり 三百六の名 得 は 法十俸与 に た 額 常 に 額 常 五の等 号 俸に 給 関

防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 0 給 与 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 +七 年 法 律 第二 百六十 六号)(

1

5 `の用 一又 自す一衛る般 す 同 等は医 ِ ن ن 空 師 。職こ給 将 又官 職略 であ で は に あ 歯防の与 おけ る る 科衛場法 場 医 省合附 る 合に 合 師のに則 最 で職おり、第 に 低 ああ 0 のつては のる自衛 の給与 の規 号 俸 で 同同 官 等項定 な 表法及に中は \mathcal{O} 別が関 Ł 一等陸: 表 自す号職 第二 衛る俸員 官法での を は律 (昭1) を給月が る昭も月再和の額 等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二年、海将補及び空将補の(二)欄、(二任用職員を) 任用職にある。」とある。 年るス 法のタ 律は 第 号 職 一百六十一百六十一 - 六 号 も 、)欄をい 、 号 の 地 に $\stackrel{\frown}{=}$ のは 第 及 域 (職務) 号 六び手 V 俸 条 当 が 第等及 の級又になる。その階にその階級によるのとのでは、その階級によるのという。 二陸び の項佐広 域 はをが級規 異 いう。陸 定等動 階 等当 適 佐 該 適 佐 当 と読み替 以下この と読み替 用又の 級をご支給 け る空つ え 項海将 る に佐 自佐い お又海衛以て のいは将官上準

6

5

自 衛 隊 法 昭 和 + 九 年 法 律 第 百 六 + 五. 号)

いに務時四 3 採の間十 用官勤 兀 す職務条 ると同官五 と種職 任命権者は を官者は めを る 占定 隊め年 員る退 の隊職 一員者 週の 築 間一 を、 当 週 た間従 り当のたの 通り 勤 常の務 の通実 勤常績 務の等 時勤に 間務基 に時づ 比間く しが選 短 考 い常によ 時間であるものをい時勤務を要する官職より、一年を超えな い職な いう。第三版でその職ない範囲内 職内 項 務 で に におい任期 11 該を て 短定 同一の じ。間) 勤短

2 略

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 法 律 平 成 六 年 法 律 第三十三号)

週

五一 略条一 職間 員の の勤 勤務 務時 時 間 間 は 休 憩 時 間 を 除 き、 週 間 当た ŋ 三十 八 時 間 兀 + 五. 分 لح する。

2 第

休

十介 条 護 略暇

3 2 第

同 法介略 第 護 十 休 九暇 条に につ 規い 定て とする勤 務 般 一職 時の 間職 当 員 たの り給 の与 給に 与 関 額をな を る 法 額 律 す 第 る十 五 条 0) 規 定 に か カコ わ 5 ず、 そ \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 勤 務 L な 1 時 間 に 0

定 の条 適 般附 用一職 に般の則 つ職職 いの員 て職の は員のお 同給に 項与関中にす 一関る 第する 九法附 条律則第 一所別の第八 あ第項 る人の の項規 はの定 規に **烷定により**により給与 附則 第十項」とする。 給与が減 がぜ 減ら ぜんて うれて支給される されれる職 る員 職に 員 関 見に対する読: する第二十名 条 第 項 0) 規

年 法 法 律 第 科 兀 大 + 学 号)(抄 院 \sim \mathcal{O} 裁 判 官 及 び 検 察 官 そ 0 他 \mathcal{O} 般 職 0 玉 家 公務 員 \mathcal{O} 派 遣 に 関 す る 法 律 平 成 十 Ŧī.

第 七 条 派 遣 期 略 間 中 0) 検 察官 等 0 給 与 等

でにお勤め、はい務勤 はい務勤第 てし務四 のそ第なし条 与派条一い \equiv の遺第時場項 減の一間合の 額期項にに規 分間につは定 の中規き、 に 定 ょ 分当す同般り の該る法職派 五法教第の遣 十科育十職さ 以大が九員れ 学実条のた 院効に給検 設的規与察 置に定に官 者行るすが られ勤るそ 受る務法の正に でると時へ規を間昭の 授確当和勤等保た二務 のすり十時 業るの五間 た給年に 務 にめ与法お 係特額律い るにを第て報必減九当 酬要額十該 等がし五法 号) 大 のあて 額る支 大 にと給第学 照認す十院 らめる五にしら。条や てれたが、 と し定教 要 とき に授 認は当か等 該かの \Diamond 当法わ業 5 れ該科ら務 る検大ずを範察学、行 囲官院そう 内等にのた

3

そ

百

内

を

支

給

す

ることが

る

附

1

5

7

8 \mathcal{O} 適 用般般 に職職略 つのの い職職 て員員 はのの `給給 同与与 項にに 中関関 「す す 第る る 十法法 九律律 条」と、 ト 附 則 第 に 附 則 第 あ八八 る項項 ののの が規定に にに 附則第十 より より 給 給 与が 項」とする。 減 減 がぜら ぜ 5 れれ て 7 支給さ 支給さ れれ る る 検検 公察 官等 察 官 等に に 関 対 する す る読 第 七条第 替 (\hat{\chi} 項 0)